

宮城県電気機械器具製造業最低工賃

平成27年4月30日改正

- 1 適用する家内労働者……宮城県の区域内で、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者……前号の家内労働者に、前号の業務を委託する委託者
- 3 家内労働者に係る最低工賃額は次のとおり

品目	工程	規格	金額
シールド線	端末加工 (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の末端をはんだ付けすることをいう。)	1しんのものについて行うもの	1ヶ所につき 1円55銭
	チューブ挿入 (端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)		1ヶ所につき 1円65銭
コネクター	差し (コネクターの指定の位置に、シールド線又はリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	シールド線について行うもの	1ピンにつき 45銭
		リード線について行うもの	1ピンにつき 34銭



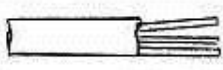
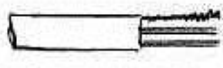
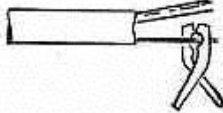
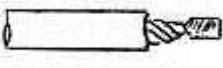
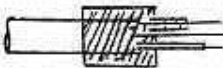
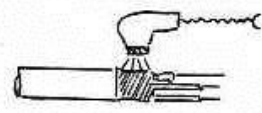
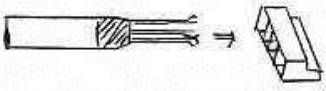
◎ 最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは、次のことにご注意願います。

- 1 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなくてはなりません。また最低工賃額に達していない工賃の支払いを定める契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払いの定めをしたものとみなされます。
- 2 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などをその都度、記入しなければなりません。
- 3 委託状況届の提出（家内労働法第26条）
委託者は、毎年4月1日現在における委託している仕事の内容や家内労働者数などについて、4月30日までに労働基準監督署に届け出なければなりません。

最低工賃についてのご照会、ご相談は、宮城労働局労働基準部賃金室（TEL 022-299-8841）又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 TEL 022-299-9075 大河原労働基準監督署 TEL 0224-53-2154
石巻労働基準監督署 TEL 0225-22-3365 瀬峰労働基準監督署 TEL 0228-38-3131
古川労働基準監督署 TEL 0229-22-2112

宮 城 労 働 局

品目	工程	作業の形態説明	規格	金額
シールド線	端末加工 (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の末端をはんだ付けすることをいう。)	シールド線 絶縁線の外側に細かい鉄線を編んだ外被をほどこした電線で、磁気に対しシールド作用(しゃへい作用)をもっている。  銅線 (しん線) 鉄線 (アース) 断面図  銅線 (しん線) 鉄線 (アース) シールド線の構造 端末加工工程 ①アース線としん線を分ける。  アース しん線 ②アース線をよって束にする。  ③しん線の絶縁被覆をはぎ取る。  ④アース線としん線をはんだ付けする。 	1しんのものについて行うもの	1ヶ所につき 1円55銭
	チューブ挿入 (端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)	①おさえのチューブを通す。  ②加熱し密着させる。 		1ヶ所につき 1円65銭
コネクタ	差し (コネクタの指定の位置に、シールド線又はリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	①端子をコネクタの指定の位置に差し込む。 	シールド線について行うもの	1ピンにつき 45銭
			リード線について行うもの	1ピンにつき 34銭

家内労働法（昭和四十五年五月十六日法律第六十号）（抄）

第三章 工賃及び最低工賃

（最低工賃）

第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

（最低工賃の効力）

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

第七章 罰則

第三十四条 第十四条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。